

村落之「由緒」的形成與山伏

永井隆之*

摘要

日本的近世被認為是「由緒」(由緒：事物的起源與脈絡發展)的時代。而最具有指標性的是構成村落等區域社會基礎，所散布在各地集團的緣起與脈絡。過往的研究強調，村落的「由緒」之所以能發展的主要原因，其實是源自於村落內部解決問題時，彼此共同擁有了直接且緊密關聯的課題。

針對這個觀點本研究雖無不同看法，但關於村落「由緒」的構成基礎，是來自於前述所謂直接性的原因，以及涵蓋諸多社會集團的想法及意圖所衍生而出的。而針對這樣具備一般性或持續性的原因也有探討的必要。

作為具體的例子，本研究將探討某位「山伏」(山伏：日本特有宗教—修驗道的修行者)，他為了所持有的佛像而創造出某村落的「由緒」架構，透過市區所舉行的秘佛開帳儀式，間接地促使該村落的發展脈絡增加了新的紋理。探討對象為石川縣金澤市住吉町(原加賀國石川郡富樫之鄉)所流傳之「由緒書」。

關鍵詞：村落、由緒、山伏、佛像、開帳

* 國立政治大學日本語文學系專任助理教授

Formation of a Village's Origin and Yamabushi

Nagai, Ryuji *

Abstract

Modern era can be deemed as a period which puts emphasis on "the origins", the origins of the groups playing the fundamental role of a certain regional community, like a village. Previous literature points out that, urgent reasons such as attempting to solve problems in villages turn out to be the main factors of the formation of a village's origin. This research also agrees this argumentation with no dissent, but proposes that apart from direct and immediate causes, casual and continuing causes, for instance, mutual interaction considering other residents' thoughts and constant involvement of various social groups, are also essential and worth to discuss regarding a village's origin.

This research is going to focus on discussing a particular example passed down by the book recording its history at Sumiyoshi town (the former Togashi Village in Ishigawa District, Kaga no Kuni) in Kanazawa City, Ishigawa County. In concrete, a Yamabushi (an itinerant Buddhist monk) exhibited his private statues of Buddha to the neighborhood in public, and it turned out to be a new historic story of the village's origin.

Keywords: village, origin, Yamabushi (Buddhist monk), statue of Buddha, exhibition (of Buddhist images)

* Assistant Professor, National Chengchi University Department of Japanese

村の由緒形成と山伏

永井隆之*

要旨

近世は由緒の時代といわれる。その指標となるのは、村などの地域社会の基礎をなす諸集団の由緒である。これまでの研究では、村の問題解決を図るためという直接的かつ緊急の課題を有する契機が、村の由緒形成の要因として指摘されてきた。

そのことに本研究も異論はないが、村の由緒形成に関して、直接的契機の基礎となるような、様々な社会集団が様々な思惑で関与し続け合うことで生まれる、日常的あるいは継続的な契機についても検討すべきではないかと考えている。

具体的には、ある山伏が自ら所有する仏像のために創作した、ある村について触れた由緒が、城下における秘仏開帳を通じて、結果的にその村の由緒として取り入れられる事例について検討したい。対象は石川県金沢市住吉町（旧加賀国石川郡富樫郷）に伝わる由緒書である。

キーワード：村、由緒、山伏、仏像、開帳

* 国立政治大学日本語文学科助理教授

村の由緒形成と山伏

永井 隆之

一、はじめに

近世は由緒の時代といわれる¹。その指標となるのは、中世後期から徐々に現れ、江戸時代中後期から広く見られるようになる、村などの地域社会の基礎をなす諸集団の由緒である。

これまでの研究では、地域社会の政治的変化や危機を契機に、村（村々）が寺社や武士などの領主から権利を付与された過去の記憶を下敷きに自らに有利な由緒を新たに創造したことが指摘されている²。確かに村の問題解決を図るためという直接的かつ緊急の課題を有する契機が、村の由緒形成の要因となるのは至極理解しやすく、これこそが村の由緒形成の主流であったと思われる。

ただ、本研究ではこのような直接的契機に加えて、別の側面、すなわち村の由緒形成に関して様々な社会集団が様々な思惑で関与するような、直接的契機の基礎となる日常的あるいは継続的な契機についても検討すべきではないかと考えている。ここで参考とすべきは、民間の文芸活動に関する研究である。この研究では、当時の文芸活動が知のネットワークとでもいうべき様々な人々の交流を通じて地域社会に広がっていたことが指摘されている³〔杉 2001、横田 2007〕。村の由緒形成にも、文芸活動ほどではないにしても、村内外

¹ 久留島浩「村が由緒を語る時」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』山川出版社、1995年）。

² 山本英二「日本中近世における由緒論の総括と展望」（歴史学研究会『歴史学研究』847号、青木書店、2008年、2-10頁）、同「創り出される由緒の家筋」（白川部達夫・山本英二編『〈江戸〉の人と身分2 村の身分と由緒』吉川弘文館、2010年、70-94頁）、藤田和敏「郷土と祭礼の語る地域社会」（前掲『〈江戸〉の人と身分2 村の身分と由緒』98-125頁）。

³ 杉仁「近世の社会と在村文化」（『近世の在村文化と書物出版—技術と商品と風雅の交流—』吉川弘文館、2001年、22-75頁）、同「在村における技術・商品・風雅の交流」（前掲『近世の在村文化と書物出版—技術と商品と風雅の交流—』76-115頁）、横田冬彦「書物をめぐる人びと」（横田冬彦編『身分的周縁と近世社会5 知識と学問をになう人びと』吉川弘文館、2007年、1-16頁）。

の人々に関わる公開性あるいは融通性を有した社会的文化的環境があったことを想定してもよいのではないだろうか。今回の研究はこれを全面的に論じるものではないが、かかる考えを念頭において、山伏など宗教者の利害関心から生まれた、ある村について触れた由緒が地域社会の継続的評価を通じて、結果的にその村の由緒として取り込まれていった事例について検討したい。

検討対象は石川県金沢市住吉町（旧加賀国石川郡富樫郷）に伝わった由緒書である。

二、加賀国石川郡富樫郷と住吉村

石川県金沢市住吉町は金沢市南山間部を流れる伏見川上流東岸、倉ヶ岳の北東に位置する山間の集落である。江戸時代は住吉村と呼ばれ、加賀国石川郡富樫郷に属していた。江戸期から明治期まで、高七十六石余～八十五石、田二町余、畑二町余、山役・蠟役の小物成、家数四戸～十五戸という小さな集落である。明治二十二年(1889)、町村制施行により、同じ富樫郷の山間村落である三小牛（みつこうじ）村・別所村・蓮花村・山川（やまご）村・小原村・富樫新保村・堂村・後谷村の九か村と共に石川郡内川村に属し、昭和二十九年（1954）、内川村が金沢市に編入され、現在に至る⁴。

住吉村を含む富樫郷は中世の加賀国の有力武士・富樫氏のかつての支配地域に相当する。その範囲は、金沢市と野々市市に跨る犀川以南の平野部の一部とそれに続く山間部が含まれている。長享二年（1488）の一向一揆において浄土真宗本願寺派を中心とする一揆軍が包囲し、当時の守護富樫政親を自刃させた高尾城（金沢市高尾町）は、金沢平野を見渡す山城であり、富樫氏にとって平時の居城が「富樫氏館」（野々市市住吉町）であるのに対し、戦時に使用する「詰め城」にあたる。富樫郷山間部の村々はその城の後背地に連なっている。城郭史研究では、かかる地域は緊急時の領主にとって「詰め城」

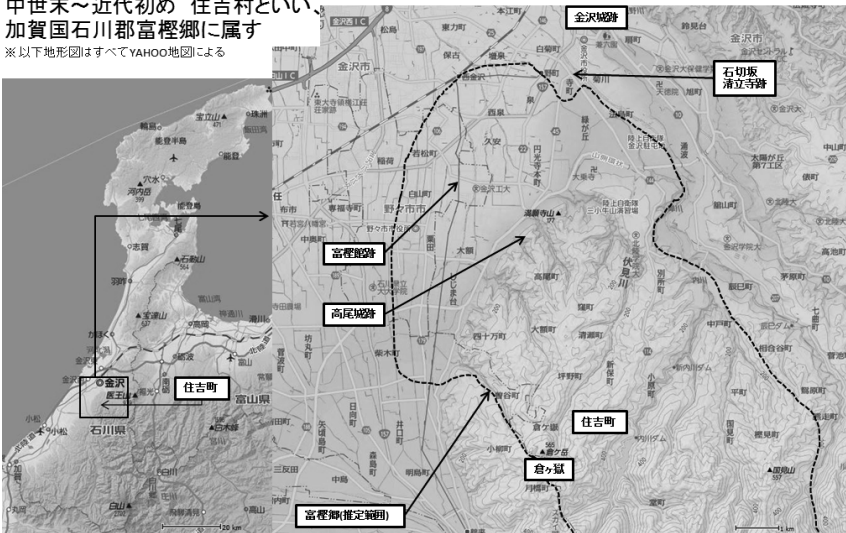
⁴ 若林喜三郎・高澤祐一編『日本歴史地名大系 17 石川県の地名』（平凡社、1991年）「内川村」項。

の生命線となる戦略上最重要地域と位置付けられており⁵、富樫郷山間部の村々も同様の性格を有する地域であったと思われる。この村々に富樫氏にまつわる伝承が多いことは、その裏付けとなろう。例えば、山川は富樫一族・守護代山川氏の本拠地と知られ⁶、また小原村には富樫氏の支城とされる冠山城がある⁷。堂村には富樫家臣富坂氏、横隅氏の伝館跡がある⁸。後述するが、富樫郷山間部の開村伝承としても知られる芋掘り藤五郎（あるいは藤五）の物語は、都から下向した富樫一族の人物（藤五）が都を懐かしみ、館の周囲に小原・住吉・山科・伏見などの地名を付けたとする内容を含んでいる。

住吉町 金沢市南山間部を流れる伏見川上流東岸、倉ヶ岳の北東に位置する集落

中世末～近代初め 住吉村といい、
加賀国石川郡富樫郷に属す

※以下地形図はすべてYAHOO地図による



三、「石川郡富樫郷住吉村氏神略縁起」

本研究が検討する史料は、「石川郡富樫郷住吉村氏神略縁起」（以

⁵ 村田修三「大和の「山ノ城」」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』1985年、塙書房）。

⁶ 川良雄編『内川の郷土史』内川村史発刊委員会、1971年、511頁。

⁷ 川編『内川の郷土史』（前掲）、512頁。

⁸ 川編『内川の郷土史』（前掲）、874頁。

下、「略縁起」と略す)という。山田氏(住吉神社氏子総代を代々勤め、村御印などを含む近世から近現代の行政文書を保管。かつて代々「市右衛門」を称した村の肝煎層⁹⁾)の所蔵であったが、現在は所在不明であり、『内川の郷土史』に載せる写真のみである¹⁰⁾。かつて筆者が山田氏宅を訪れ、同氏所蔵の文書箱を調査した際も「略縁起」は見つからなかった¹¹⁾。

「略縁起」は、天保十一年(1840)、住吉村の氏神・聖観音菩薩像に関する縁起を、山伏寺院(修験寺院)の「成就院」が、住吉村住吉社の「別当」を称する山伏寺院「清立寺」の有する縁起を下敷きに作成し、「住吉村氏子一統中」に宛てたものである。釈文を次に掲げる(縦書きを横書きに改めてある)。

氏神正観世音菩薩、傳教大師一刀三禮之御作也。
 抑此尊像者、王城之鎮守ニテ萬民奉崇敬尊像也。
 別当清立寺開山者、洛都中院殿二男清立入道
 文治年中洛都兵乱ニテ 安徳天皇入水後神事守
 護□□成依清立入道山伏成給、當國石川郡
 長坂野建立、下向ノ砌、守護尊像也。別当清立寺者
 別當□□□

権大僧都阿闍梨大験者

天保十一年子十月

成就院

□□□

住吉村

氏子一□□(統中)

⁹⁾ 2003年8月4日～8日の現地調査の際、住吉町山田氏宅所蔵の文書箱から確認した歴代肝煎名を列挙した書付(年未詳)及び聞き取り調査による。

¹⁰⁾ 川編『内川の郷土史』(前掲)、432頁、863頁。

¹¹⁾ 現地調査による(前掲)。



「略縁起」の内容は次のようにまとめられる。
 ①住吉村の氏神である聖観音菩薩像が「伝教大師」（比叡山延暦寺開山・最澄）による「一刀三礼の御作」であり、「王城ノ鎮守」

として「万民崇敬」を集めてきた。②別当清立寺の開山は「中院殿次男」清立入道といい、③文治年中（1185～1189）の「洛都兵乱」にて安徳天皇の入水後、「神事守護」のため「山伏」となって、加賀国に下向、「石川郡長坂野」に寺院（清立寺）を建立し、この菩薩像を守った。④別当清立寺は文治二年（1186）清立入道が開基である。この清立入道が聖観音菩薩像の秘仏開帳を行うよう定めた。⑤その内、この菩薩像は建久年中（1190～1198）に「石川郡一郡大將」富樫氏の「氏守本尊」になり、⑥その後、住吉村の氏神として勧請された。これらの詳しい経緯は「別当府」（清立寺）に縁起がある。⑦この聖観音菩薩像は子細あって元禄年中（1688～1704）に「別当所」（清立寺）に預けられたが、⑧この度（天保十一年・1840）、住吉村氏子一統の願いにより改めて村に遷宮することとなった。以上、このようにまとめられる。

この「略縁起」は清立寺の持つ縁起を下敷きにしたものである。本来の縁起はもともと住吉村のために作られたのではなく、①から⑥までの内容にあるように聖観音菩薩像の由来を説くものであったと考えられる。「略縁起」のオリジナルの部分は後半の⑦と⑧の内容、この仏像が元禄年中に住吉村から清立寺に預けられたこと、天保十一年に住吉村氏子一統によって仏像の遷宮願いが出され、これに従

うことになったことなど、仏像の所属の変遷について記されている箇所である。これらのことを踏まえると、「略縁起」作成の動機は、⑦⑧の記載を信じるなら130余年ぶりに実施されることとなった仏像の遷宮に際し、仏像と住吉村とに関わる古い由緒と仏像が村に属することを確認し、これを村人に保証することにあつたと見るべきであろう。

ここで注目すべきは、仏像は村に所属することになったが、清立寺も仏像との関わりを維持していると思われる点である。「略縁起」には、清立寺がかつて仏像を都から救出した本来の所有者であり、同寺が仏像の「別当所」であることを記している。また、清立寺開基が仏像の秘仏開帳を命じたことも記され、開帳興行の本来の権限（使用权）も清立寺にあることが暗に示されている。このように「略縁起」からは仏像の所有権は住吉村にあるとするものの、管理権や使用权などは清立寺にあるとしていることが窺える。「略縁起」はかかる複雑な清立寺と住吉村との仏像への関わり方・権利のあり方を明確にし、これを保障するためにも作成されたと考えられる。

この縁起が清立寺でなく、同じ山伏寺院ではあるが、仏像と本来関わりのない成就院によって作成されているのも、かかる権利関係の在り方を中立的立場で両者に示し、これを確認、保証する必要があつたからであろう。清立寺と住吉村との間で仏像の帰属をめぐる争いがあつたことは確認できないが、少なくとも本件は成就院を仲介役として問題を処理した案件と予想される。このようなことがなされるのは、「略縁起」が作成された天保十一年（1840）当時においても、この仏像を用いて秘仏開帳が行われ、それにある程度の利益が見込まれていたからであろう。その利害を調整した文書こそが「略縁起」であつたと思われる。

四、山伏寺院清立寺と秘仏開帳

「略縁起」を作成した成就院は、加賀藩の寺社台帳たる『延宝八

年（1680）加越能寺社山伏等留』¹²や貞享二年（1685）『加州越中能州山伏拙僧共触下由来書付写之帳』¹³において、「本山山伏頭願行寺触下分」、つまり願行寺所属の天台宗本山派山伏として登場する、江戸初期から藩の認可を受けた山伏寺院であった。寺地はその由来書によれば、浅野川鍋屋地町（現金沢市材木町・並木町付近）とある。この成就院については、残された史料は少なく、これ以上、詳述することはできない。

一方、「略縁起」の原縁起を所持していた清立寺は、先述した『延宝八年加越能寺社山伏等留』や貞享二年の『加州越中能州山伏拙僧共触下由来書付写之帳』にその名を確認できず、天明年中（1781～89）成立といわれる¹⁴『加州能州越中寺社方並山伏等惣帳』¹⁵に「本山山伏願行寺触下加州分」の「金沢山伏」として成就院と共に確認することができる。これらのことから、清立寺が新興の山伏寺院であり、ようやく18世紀後半になって加賀藩に本山派寺院願行寺触下分として公認されたことが窺える。なお、「文政七年（1824）以前作成」の注記を有する『加能寺社改帳』¹⁶にも願行寺触下分として「石坂町地子地 清立寺」の記載が確認できる。清立寺の寺地を意味する「石坂」とは石切坂のことを指すのであろう。石切坂は城下南端の犀川を渡って河岸段丘上にある寺町寺院群の入り口にあたる階段状の坂のことである。道が三度に折れる坂であることから近代以降はW坂とも呼ばれる。当時は寺町寺院群への参拝道として多くの人々の往来があったであろう。

この清立寺の寺地については、金沢の著名な郷土史家・森田平次（1823～1908 生没年）の『金沢古蹟志』（明治三十六年・1903 年完

¹² 石川県立博物館蔵大鋸コレクション寺社文書 528 号。

¹³ 貞享二年九月二十三日付。山伏頭願行寺・蓮花寺・医王寺・乾貞寺・天道寺連署による由緒書上。石川県立図書館蔵旧石川県庁文書。井上鋭夫編『日本海文化叢書第一巻 加越能寺社由来 上巻』（1974 年、石川県図書館協会）に翻刻あり。記載箇所 720 頁。

¹⁴ 金沢市立図書館編『加越能文庫解説目録 下巻』（金沢市立図書館、1981 年）240 頁。

¹⁵ 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵加越能文庫請求番号 16.61//56。

¹⁶ 石川県立博物館蔵大鋸コレクション寺社文書 531 号。

成) 卷十一「山伏寺清立寺跡」に興味深い記載がある。これによると、宝暦九年(1759)金沢大火の被災状況について記した『金沢火災記』に焼失分寺院の一つとして「山伏清立寺木倉町」があげられていることから、宝暦の大火以前は木倉町にあったが、その後、吹屋坂(石切坂)に寺地を定めたというのである〔森田 1976〕¹⁷。このように森田氏は、清立寺が石切坂に建てられる前、もともとは木倉町にあったと説いているが、その木倉町は江戸時代初期に城下傍南西を流れていた小川(犀川支流)を埋め立てて造成された「河原町」商業地区であり、寺院にはあまり縁のない土地であった。

さて、森田氏の説明を検証すべく『金沢火災記』という史料を確認しようとしたが、管見の限り確認することはできなかった。ただし、宝暦の大火の被災状況について記した『宝暦九年己卯四月十日加陽金府大火之節聞書』には、焼失分寺院として「清立寺木倉町」とあり¹⁸、また『宝暦九年金沢火事之一巻』にも「木屋町清立寺」(木屋町とあるのは木倉町の誤り)とあることが確認できた¹⁹。よって、清立寺が宝暦の大火以前に木倉町にあったとする森田氏の指摘は間違いのないことと思われる。

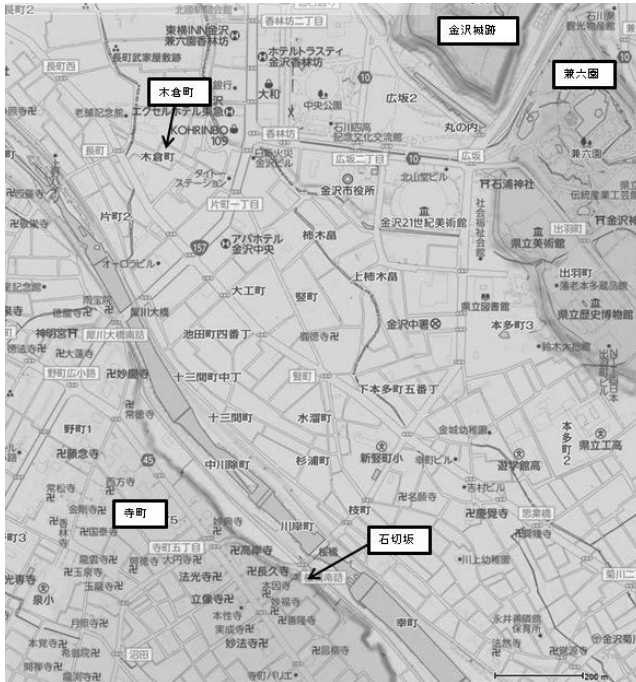
この頃までの清立寺は藩公認の山伏寺ではなく、町人町の一隅で祈祷などを無許可で行う、いわば「潜り」の山伏だったのだろう。それが宝暦の大火に被災することで名が藩に知られることになったのである。被災することがなければ、認知される機会もついに訪れなかったかもしれない。

¹⁷ 森田平次(日置謙校訂)『金沢古蹟志(中)』(歴史図書社、1976年)524-525頁。

¹⁸ 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵加越能文庫請求番号090//224。成立年代は文末の「六月朔日」の記載から、火災発生の約二か月後に記されたものと推測される。なお、この史料と同文のものが、同文庫『自他変異記并附録』(請求番号16.67//6)「自他変異記附録」としても収録されている。『自他変異記并附録』の成立年代は「自他変異記」文末の日条が宝暦十一年三月二十日となっていることから、火災発生から二年後以降に記されたものと推測される。

¹⁹ この史料の翻刻が、財団法人前田育徳会編『加賀藩史料第八編』(清文堂出版社、1935年)に載せられている。寺号の記載箇所は82頁。

その後、清立寺は石切坂へ移転することになるのであるが、それは、被災した清立寺の復興を藩が認めた結果行われたと考えられる。このように石切坂への移転は、藩の公認化と密接な関係にあったと見るべきであろう。



石切坂に寺地があったことを確認できる初見史料は、住吉村山田家に伝わった一通の文書、寛政十二年（1800）二月付「寺社奉行申渡状」である。内容は後述するように秘仏開帳に関することである。

るので、おそらく「略縁起」を補足する文書・具書として成就院を介し清立寺から住吉村に譲渡されたものと考えられる。この文書も「略縁起」同様、現在所在不明であるが、幸いにも『内川の郷土史』に翻刻が載せられている²⁰。次に、その翻刻を筆者が加筆・修正し、載せておく（縦書きを横書きに改めてある）。

犀川石切町清立寺持宮石川郡住吉村氏神聖観音、明和元年令開帳、今年三十六年ニ相成候。三十三年ニ相当候節、故障有之開帳不相願候。仍之当三月晦日より四月六日まで七日之間、於自坊致開帳度旨願書付年寄中記、無相違候処、願之通可申渡由ニ候条、右日数開催、明六時分より晚七半頃仕舞、夜中は参詣人

²⁰ 川編『内川の郷土史』（前掲）、863頁。

可為無用候。尤諸事作法宣、火之要心固申渡候。以上。

寛政十二年二月

品川主膳

前田内蔵助

前田修理

山伏 乾貞寺

成応寺

願行寺

医王寺

これは加賀藩寺社奉行が乾貞寺・成応寺・願行寺・医王寺の山伏頭（触頭）に対して、清立寺による秘仏開帳の開催願いを認めたことを通達したものである。開帳許可の文書として形式が整い²¹、連署する寺社奉行たちも当時現職であったことが確認できる²²ので偽文書ではないと思われる。ただし署名に印判等の形跡がないので案文あるいは写しであろう。正文は寺社奉行から通達を受けた山伏触頭たちの内、清立寺や成就院の触頭であった願行寺か、あるいは触下分の清立寺の下に留められ、案文あるいは写しが「略縁起」作成時に住吉村に送られたと思われる。

それでは、「寺社奉行申渡状」の内容を見ていこう。「犀川石切町」の清立寺にて、同寺の「持宮」たる石川郡住吉村（住吉社の）氏神

²¹ 『寺社家開帳等並臨時之神事願』（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫、請求番号 16.61//261）所収「山伏頭開帳願」には、寺社奉行が範とすべき書状書式が写されている。以下筆者の翻刻文を引用しておく（縦書きを横書きに改めてある）。

何町何寺本社何神何之何年令開帳/今年何十年相成候、三十三年ニ相當候節/指障候儀有て開帳不相願候、依之當何月何日 5 同何月迄七日之間、致開帳度旨、願書付/年寄中無相違候処、願之通可申渡由ニ候条、右/日教にて開催、朝六時分より門をひらき、晚七半頃仕舞/夜中は参詣人可為無用候、尤諸事作法宣、火之要心堅可被申渡候、以上

年号月

寺社奉行三名印

何寺

とあり、「寺社奉行申渡状」とほぼ同意同文であることが窺える。

²² 差出の連署人たる品川主膳・前田内蔵助・前田修理の三名は、加賀藩前田家の寺社奉行である。品川主膳景武は寛政三年十月二十九日～文化元年六月二日、前田修理知周は寛政二年三月十二日～享和二年六月四日、前田内蔵助孝親は寛政七年九月二十八日～享和元年三月二十一日まで現職であったことが知られる。田川捷一編『加越能近世史研究必携』（北國新聞社、1995年）所収「主要役職者名一覧 寺社奉行」（43頁）。

聖観音菩薩は、明和元年（1764）から開帳が始まり、今年（1800）で三十六年が過ぎたという。だが、その三年前の三十三年目（1797）の時に、二回目の開帳の許可を寺社奉行に申請すべきところ、事情があってそれを行えなかった。そこで今年三月晦日から四月六日までの七日間に限り、清立寺が自坊にて開帳したき旨、山伏寺院の年寄中を通じて求めてきたので、寺社奉行側が開帳期間中の夜間参詣の禁止と、諸事定められた作法に従うことと、火の用心を命じた上で許可を出した。以上、このようにまとめられる。

この史料から寛政十二年には清立寺の寺地が石切坂にあることが確認できる。秘仏開帳が初めて開催された明和元年も、同じ場所に寺地があったと推測してもよいであろう。明和元年は宝暦の大火のあった宝暦九年（1759）の五年後のことであるから、清立寺は宝暦の大火で木倉町を焼け出されて間もなく石切坂に移転し、屋敷を整えた頃に、秘仏開帳を始めたといえよう。

おそらくこの秘仏開帳は清立寺の復興費用を調達することを名目に行われたものと考えられる。零細な山伏寺院として屋敷地以外の寺領を持たない清立寺にとって、移転地での新たな寺院造立などにかかる復興費用の捻出が、過度な負担であったことは想像に難くない。そこで考え出されたのが、寺町寺院群の参拝道として石切坂に往来する人々を目当てとした、富樫郷住吉村所縁の仏像の秘仏開帳であったと思われる。

この秘仏開帳は、清立寺が加賀藩に公認される直接の契機となっていよう。秘仏開帳を行う際には、山伏寺院の年寄中を通じて、寺社奉行に開催の許可を得る必要があるので、これを契機として寺社奉行—山伏寺院触頭寄衆・願行寺—清立寺の関係が公的に結ばれたものと思われる。このようなルートが大火後に速やかに成立したのも、加賀藩が城下の被災地復興政策を効果的に打ち出すことができず、各集団の自立的な復興活動を後追いで認めざるを得ない状況に

あった²³ことと深い関係があるろう。

清立寺が山伏寺院として寺社奉行に認められたことが確認できる『加州能州越中寺社方並山伏等惣帳』（先述）とほぼ同時期に、秘仏開帳に関わる「寺社奉行申渡状」が作成されていることも、このことを示唆している。

「略縁起」に記された平安時代から近世初頭までの仏像の由緒は、おそらく清立寺が宝暦の大火後、石切坂に寺地を構え、少なくとも復興策として明暦元年に秘仏開帳を開始することを契機に、口上書きの様な形でその原型が形作られたと思われる。それこそが「略縁起」が依拠した清立寺の原縁起に相当するものであったであろう。石切坂は寺町寺院群の入り口にあたり、その参拝道であったことは既に述べたが、さらに付け加えると、その寺町は富樫郷と接する地続きの場所にあった。また、富樫郷との所縁が深く、金沢の地名由来ともなっている芋掘り藤五郎を祀る寺院・伏見寺も石切坂を登って直進した所にある。清立寺が石切坂に移転し、寺院を復興しようと模索する中で、金沢でも有名な富樫郷の伝説に着目するのはけだし当然の成り行きであったといえよう。

実際、この秘仏開帳は一定の成功を収めていたようである。「寺社奉行申渡状」にて、清立寺が第二回目の開帳が定められた三十三年目に開催できなくても、諦めずに三年後に山伏触頭の寺院中を通じて寺社奉行から特別に許可を得ようとしたのも、遅れてでも開催できれば、それでも多くの人々の参拝が見込めるとの思惑があったからであろう。このように秘仏開帳に伴う参銭収入は、清立寺の貴重な財源になったと思われる。

そのことは、天保十一年（1840）作成の「略縁起」からも窺える。ここでは仏像の所有権が住吉村に、仏像の管理と秘仏開帳をめぐる権利・興行権が清立寺にあることが認められており、以前と同様に、

²³ 木越隆三「『宝暦九年 金沢城下絵図』について」（加賀藩・歴史文化護持協力会『横山隆昭氏所蔵絵図解説のしおり』発行年未詳、金沢市立図書館、請求記号 K526/985）。

仏像と秘仏開帳に高い価値を認めていることがわかる。また、清立寺と同じ願行寺触下分の成就院が「略縁起」を作り、村と清立寺の権利を定めている点で、仏像と秘仏開帳が山伏触頭年寄中ひいては寺社奉行の監督下にあることも示唆している。

ところで、先に森田氏の「山伏寺清立寺跡」を紹介したが、それにはまた続きがある。そこには、その後、明治二年（1869）には「復飾して村上主税と改称し、神職」となり、寺は廃されたが、石切坂は当時でも「清立寺坂」と呼ばれていたと記されている〔森田 1976〕²⁴。

実際に清立寺が山伏を辞め復飾したのは、明治元年十一月である。この時に作成された加賀藩の『復飾山伏社職願之儀神祇官エ添翰留』²⁵からそのことが確認できる。当然、秘仏開帳もそれ以後は開催できなくなったと思われる。だが、それでも森田氏が、石切坂が清立寺坂とも呼ばれたと伝えるように、同地における清立寺の影響力はしばらく続いたと思われる。おそらくこの清立寺坂の名称は、清立寺が数度の秘仏開帳によって、城下の評判となり、その存在感を高めた結果、その参拝道という意味から、生じたものであろう。

また幕末には、金沢城下町図にはじめて清立寺が描かれるようになる。安政期（1854～1860）の『金沢町絵図』〔石川県立博物館 1999〕²⁶には、他の寺町寺院に比べ小規模であり、文字も読み取り難いのであるが、四角の枠の中に「清立寺」と記された箇所がみえる。この頃までには清立寺は金沢城下において新しい「名所」として無視できない存在となり、石切坂も清立寺坂とも呼ばれるようになったものと思われる。

²⁴ 森田平次（日置謙校訂）『金沢古蹟志（中）』（歴史図書社、1976年）524－525頁。

²⁵ 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵加越能文庫請求番号 16.61//219。

²⁶ 安政期頃（1854～1859年）作成「金沢城下図屏風一犀川口町図一」（石川県立博物館蔵）。本稿では、石川県立博物館編『前田利家没後400年 城下町金沢の人々よみがえる江戸時代のくらしー』（石川県立博物館、1999年）掲載写真を利用した。該当箇所 34頁。



犀川

吹屋坂(石切坂)
西側

清立寺

安政期頃(1854~1860)
の『金沢町絵図』に「清立
寺」の書き込みあり



五、住吉村の様々な由緒と聖観音菩薩仏像

この金沢城下における三十三年毎の秘仏開帳の積み重ねと聖観音菩薩像に対する認知の広まりが、天保十一年(1840)作成の「略縁起」に記された、130余年ぶりとされる住吉村側の要求である仏像遷宮に結びついたと思われる。130余年といえば約四世代分くらいの長さに相当する期間である。これが事実であるならば、清立寺は仏像を「預かる」というより所有していたというに等しい。そして住吉村の側もこの仏像の存在を「忘れていた」というより「知らなかった」というべきなのかもしれない。

実は、「略縁起」に記された由緒は、住吉村の人々にとって村に伝わる由緒と同じ部分だけでなく、これを基礎としつつも、異なる新奇な部分が多く含まれていた。

まず、同じ部分とは、住吉村と富樫氏との関係に関する内容がそれにあたる。もともと住吉村を含む富樫郷の村々には富樫氏との関係を示す由緒や伝承が存在した。「略縁起」はこれらを利用して作成されたと考える。

その代表的なものが芋掘り藤五郎を主人公とする物語群であるが、その内、富樫氏と密接な関係を有するのが「藤五物語」である。これは『松雲公採集遺編類纂』に収録された著者未詳の物語である。この『松雲公採集遺編類纂』とは加賀藩五代藩主前田綱紀(生没年寛永二十年・1643~享保九年・1724)によって採取された史料群のことである。「藤五物語」の採集時期を特定することはできないが、

遅くとも「略縁起」の140年前、17世紀末までには採集されたもの
と考える。「藤五物語」は住吉村を始め富樫郷の村々にとって比較的
古くから伝わる物語であった。

その内容を紹介しよう。①加賀介藤原何某が末の人・芋掘りを生
業とする「芋掘藤五」が、故郷である山科を懐かしんで、自らの居
住する場に山科、その周辺に伏見・住吉・小原と名づける。彼は「心
ざまいときよく」清廉な人物で、富を人にすべて分かち与えること
を習慣としていた。②大和国初瀬(長谷)の長者の方信が観音をお告
げに従って、娘・和子を藤五に嫁がせる。③藤五が方信の送る小金
を里人に分かち与えるのを見て、和子はこれを咎める。しかし、藤
五は小金が珍しくないと言い、芋掘りのついでに出る小金白金を和
子に見せる。その小金を洗った場を金洗沢という(金沢の地名由来)。
⑤東の山より黄・白・黒の子牛が藤五の家の前で金・銀・鉄の兜に
変わる(三子牛村の由来)。藤五はその兜から仏像を作り、伏見に寺
を営んで安置した(伏見寺の縁起)。この話は富樫の郷人が語った話
である。以上、このようにまとめられる。

ここに登場する藤五が「加賀介藤原何某の末」、すなわち藤原利仁
流富樫氏の末裔として描かれていることから、この物語が富樫氏を、
富を仏や人に施す清廉な領主として讃える内容を有していたことが
わかる。

この物語で藤五が名付けた地名、住吉・山科・伏見・小原・三子
牛は、富樫郷内の村々の名前でもある。おそらくこれら村々は富樫
氏によって名づけられた同氏の開発所領として言い伝えがあったの
だろう。このことから「藤五物語」は、住吉村など富樫郷の村々に
っては開村伝承を含むものあったといえる。かかる開村伝承は遅
くとも「藤五物語」成立以前、17世紀中頃には、住吉村や富樫郷の
村々に流布していたと考えられる。

さらに、住吉村の開村伝承については、この「藤五物語」の他、
富樫氏との間に特別な関係があったことを記す由緒書がある。それが
享保十三年(1728)に、護国住吉大明神社社主和泉守藤原保高が

執筆した「社家写」である²⁷。この「社家写」は、布市神社（石川県野々市市）の前身である護国住吉大明神社の神主・藤原保高が加賀藩に提出した同社由緒書の写と考えられる。保高によると大乘寺蔵の「応仁二年明神縁起写」（所在不明）と「増泉村十村役喜兵衛伝来御贄祭留書総社住吉明神御伝記」（所在不明）などをもとに作成したと記す。

その内容を、住吉村に関わる部分に限り紹介すると、①永延元年（987）藤原朝臣忠頼（藤原利仁の子孫、富樫氏の祖とされる人物）、加賀介に任じられる。仁政を布き、民の願いによって永任の加賀介となる。正暦三年（992）、敦賀・能登福良津への韓唐人の侵入を危惧。天朝の威光と明神の利益から民の安堵をはかるために、住吉三柱大明神の神霊を朝廷より賜う。武松（現白山市松任）の原野を開いて社地とする。②長徳三年（1001）七月、韓人が九州に侵入する。忠頼は能登の舟木氏を神主に迎えて、さらに「石川郡内川奥谷十町歩」を御領として、鎮護国家の祈祷を行わしむ。神領はいつの頃からか住吉と称される。これが現在の住吉村である。住吉大明神の御影を戴き氏神とす。総社祭礼に粟五升を献上する。だが、貞享年間（1684～）に途絶える。現在（執筆時の享保十三年）においても、粟の鏡餅一重を供える。③康平三年富樫家国、政庁を野々市に移す。さらに総社を武松より移す（布市社のおこり）。以上が住吉村に関わりのある箇所である。

「社家写」には、住吉村が、長徳元年に富樫頼忠によって総社住吉明神の神領「内川奥谷十町歩」として設定されたことに由来するという、そしていつの頃からかその地を住吉と呼ぶようになり、神領設定以来、氏神を住吉明神の御影とし、毎年総社祭礼に粟五升を献上することになっていたことを伝える。しかし粟五升の献上は貞享年間に途絶え、粟の鏡餅一重を供えるのみになったという。

このような由緒の存在から、住吉村と布市社との関係は細々として

²⁷ 布市神社蔵。翻刻が『野々市町史』（石川県石川郡野々市町役場、1953年）167頁にある。筆者は史料を同社所蔵の写真からも確認。

はあっても江戸時代を通して続き、その由緒も住吉村に伝えられていたと考えられる。先の「藤五物語」における住吉村の由緒との共存のあり方は不明であるが、これら由緒を合わせても内容に齟齬は感じられない。住吉村においては、江戸時代を通じて、かつて富樫氏によって布市社に祀る氏神・住吉明神の神領として開発され、名も住吉と付けられた後、住吉明神の神体を村に勧請し、村人の氏神として祀っていたという由緒が信じられていたのである。なお、聞き取り調査によると²⁸、第二次世界大戦前までは布市社神主が住吉社祭礼の際に赴きお祓いしていたそうである。住吉村と布市社との関係の深さが窺えよう。

このような富樫氏や布市社との密接な関係を伝える住吉村の由緒・開村伝承は、「略縁起」の本となった清立寺の原縁起に大いに参考にされたと考えられる。特に「社家写」において住吉村が富樫氏の住吉大明神の御影を戴き氏神とする、という下りは、住吉明神の御影（神体）を聖観音菩薩像と仮定し、時代の違いも無視するなら、「略縁起」において富樫氏の「氏守本尊」が住吉村の氏神として勧請された、という下りと類似している。またこれを前提にすると、「略縁起」において住吉村にあった聖観音菩薩像が子細あって元禄年中（1688～1704）に「別当所」（清立寺）に預けられた、という記載は、「社家写」において住吉村が総社祭礼の際に布市社に粟五升を献上していた行事が貞享年間（1684～1687）に途絶え、その結果、神体への信仰が薄れた後の出来事としても読むことも可能である。これらのことを踏まえると、清立寺は原縁起を作成するに際し、住吉村や富樫郷の由緒についてかなり学習し、これを下敷きとしながらも、換骨奪胎するように巧妙に物語を組み立てたように感じた感がある。

だが、それでもやはり、「略縁起」に記された仏像の由緒は、住吉村にかかわる富樫氏との由緒とは似て非なるものであったと言わざるをえない。「略縁起」の内容のその殆どは、加賀国で活動する天台

²⁸ 現地調査による（前掲）。

宗本山派としての清立寺の由緒を説明するために創造されたものであり、富樫氏との関係はその副次的なものに過ぎない。この部分は清立寺が石切坂に移り秘仏開帳を始めるに際して付け足されたものと考えられる。

実はこのような由緒の創造は文面だけのことではない。仏像そのものにも当てはまる。かつて筆者は、住吉町を訪れた際、住吉神社本殿内の厨子に、「略縁起」に記された同タイプの聖観音菩薩像を確認している²⁹。この仏像は全長 29.5cm、幅 9.6cm で、ヒノキ材の寄木造であり、漆白が施されている。そして、両足先部と右手先部に欠損がある。仏像形態としては、延暦寺横川根本中堂蔵の聖観音立像（平安末、全長 170.6cm）³⁰のような延暦寺系の古態をとっているが、光背部雲文様は鎌倉後期的、またその上部が尖る形態は室町期的な形をとり、さらに小像である点から江戸期に多く流通したものと

見られる。おそらくこの仏像が天保十一年に住吉村に遷宮をしたものであろう。

このことを踏まえると、「略縁起」に記された①の最澄造仏の話から⑥の仏像が住吉村に勧請されたという話までは、現存する仏像にとって何の関わりもない物語であったということになる。また、この仏像が代替可能な流通品であることから、



住吉町住吉神社蔵

延暦寺横川根本中堂蔵

²⁹ 現地調査による（前掲）。

³⁰ 久野健編『仏像集成 4 日本の仏像〈滋賀〉』（学生社、1987年）、「延暦寺」項参照。

⑦130 余年も前の元禄年中に仏像が清立寺に預けられたとする話もこの仏像と関わりの低い出来事と見るべきである。このように考えれば、天保十一年（1840）に行われたであろう聖観音菩薩像の遷宮は、この仏像の本来の価値からいうとほぼすべて無関係の、創造した過去の物語に基づいて行われた行事であったということになる。

このように山伏が自己の正当化と利益のための作られた縁起と仏像を、住吉村が自らのものとして直ちに受け入れることは、なかなか難しかったのではないかと思われる。住吉村がこの仏像の由緒を確認したのは、聖観音菩薩像の秘仏開帳が始まった明和元年（1764）から天保十一年（1840）の「略縁起」が作成された76年後のことである。このような時間を要したのは、過去数回の秘仏開帳によって城下の多くの人々が仏像のことを知り、その人々の落とす参拝銭によって仏像の財産としての価値が高まったからであろう。住吉村の由緒を利用しての秘仏開帳の興行に住吉村の側も何らかの形で関わろうとした、これが住吉村遷宮願いの真相ではなかったか。

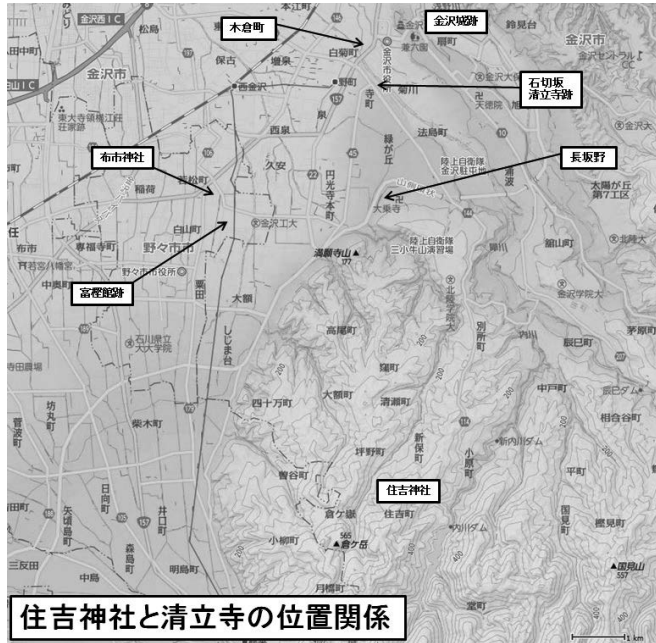
そもそもこの遷宮というイベントにもこれに付随して仏像渡御のための開帳の儀が行われたはずであり、そこにも利益が発生したはずである。第三回目の秘仏開帳を既に行っていれば（三回目は単純計算すると天保元年・1830年となる）、次回の三十三年後を待たずに前倒しで行えるという点では、遷宮を行うことのメリットは住吉村だけでなく、清立寺側にもあったことになる。それが両者をして目立った争いの痕跡もなく、清立寺から住吉村へと仏像所属先の変更を可能にした理由なのかもしれない。両者は遷宮を通じて秘仏開帳の利益を共にし、これを正当化する仏像の由緒を共有する、可視的には奥宮一里宮の関係になったと考えられる。

六、おわりに

本研究は村の由緒形成に関して様々な社会集団が様々な思惑で関与するような日常的あるいは継続的な契機について検討することを課題とした。

本研究で取り上げた加賀国石川郡富樫郷住吉村の由緒は、村外の者である山伏が秘仏開帳という自己の利益のために創作した仏像の由緒であった。しかし、城下にて数度催された秘仏開帳によって仏像の認知度が高まると、その仏像の価値を知った村が、その由緒に注目し、改めて自己のものとしたのである。

このような村の由緒形成の背後には、様々な由緒やそれに関わる言説について、村内外の人々がその創作に関わることのできる公開性あるいは融通性を有した社会的文化的環境があったことが想定されよう。



さて、天保十一年の遷宮のその後についてであるが、秘仏開帳が行われたかどうかは不明である。ただ実施されていれば、これまでとは異なり、聖観音菩薩像が奥宮・住吉社と里宮・清立寺を往復する渡御・還御のイベントが秘仏開帳の興行に加えられたことだろう。だが、幕末の動乱期に秘仏開帳を行うことは、甚だ困難であったと言わざるを得ない。

そして、明治に入ると、明治元年（1868）の神仏分離令によって、神仏混合の儀式に則った山伏寺院は解体を余儀なくされる。清立寺も例外ではなかったことは既に述べたところである。聖観音菩薩像

も住吉社の本尊としての神格を失い、本堂の片隅に放置されることになったのだろう。そのことは、筆者がこの仏像を調査・確認した際に、ご高齢の氏子総代の方すらもその存在をご存じなかったことから窺える。ただその忘却されたことが幸いし、この仏像は破壊も売却も免れ、現代にその姿を現すことができたのである。

参考文献

- 石川県立博物館 編 (1999)『前田利家没後 400 年 城下町金沢の人々
—よみがえる江戸時代のくらし—』石川県立博物館
- 川良雄 編 (1971)『内川の郷土史』内川村史発刊委員会編
- 白川部達夫・山本英二 編 (2010)『〈江戸〉の人と身分 2 村の身分
と由緒』吉川弘文館
- 杉仁 (2001)『近世の在村文化と書物出版—技術と商品と風雅の交流
—』吉川弘文館
- 山本英二 (2008)「日本中近世における由緒論の総括と展望」『歴史
学研究』847 号
- 横田冬彦 編 (2007)『知識と学問をになう人びと 身分的周縁と近
世社会 5』吉川弘文館
- 森田平次、日置謙校訂 (1976)『金沢古蹟志 (中)』(1903 年本の復
刻版) 歴史図書社
- 若林喜三郎・高澤祐一編 (1981)『日本歴史地名大系 17 石川県の
地名』平凡社